NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：東北地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
青森県	2201	青森市	2201	青森市	H17.4.1	－	609	3.9	財政計画を策定し、対象経費を把握して料金を設定しているため、両市町とも現行の制度を適用する。		1					
青森県	2364	浪岡町				10	2,220	1.0								
青森県	2205	五所川原市	2205	五所川原市	H17.3.28	－	1,070	2.8	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3年以内に統一し、量水器使用料及び水道加入金は水道料金の統一に併せて再編する。			1			1	
青森県	2382	金木町														
青森県	2385	市浦村														
青森県	2206	十和田市	2206	十和田市	H17.1.1	－	1,846	1.0	当面の間は現行どおりとし、将来は十和田市の制度に統一する。			1				1
青森県	2404	十和田湖町				－	1,755	1.0								
						－	1,050	1.0								
青森県	2208	むつ市	2208	むつ市	H17.3.14	10	1,743	1.0	合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内を目途に統一する。			1			1	
青森県	2421	川内町				8	1,386	1.1								
青森県	2422	大畑町				10	1,680	1.0								
青森県	2361	藤崎町	2361	藤崎町	H17.3.28	8	2,016	1.0	H18.4.1に統一。			1	1			
青森県	2366	常盤村														
青森県	2402	七戸町	2402	七戸町	H17.3.31	10	1,432	1.0			1					
青森県	2409	天間林村				10	1,575	1.0								
青森県	2407	上北町	2408	東北町	H17.3.31	10	1,575	1.0	合併後3年間は現行のとおりとし、4年目に調整・統一する。			1			1	
青森県	2408	東北町				10	1,365	1.0								
青森県	2444	名川町	2445	南部町	H18.1.1	10	1,927	1.0		1						
青森県	2445	南部町														
青森県	2447	福地村														
青森県	2363	尾上町	2210	平川市	H18.1.1	10	1,995	1.0	H18.4.1から統一。			1	1			
青森県	2365	平賀町														
青森県	2368	碇ヶ関村														
青森県	2202	弘前市	2202	弘前市	H18.2.27	10	1,478	1.2	H22年度を目途に再編する。			1			1	
青森県	2341	岩木町				10	2,200	1.0								
青森県	2342	相馬村				10	1,700	1.0								
青森県	2403	百石町	2412	おいらせ町	H18.3.1	10	1,927	1.0	八戸圏域水道企業団（既に同一料金）							
青森県	2410	下田町														
岩手県	3202	宮古市	3202	宮古市	H17.6.6	10	892	1.0	水道料金は体系、単価共に当面の間現行のとおり。H19年度中に統一の予定。			1		1		
岩手県	3481	田老町				10	1,365	1.0								
岩手県	3486	新里村				10	1,420	1.0								
岩手県	3208	遠野市	3208	遠野市	H17.10.1	5	1,800	1.1	現行のとおり新市に引き継ぎ、H18年度から統一する。			1	1			
岩手県	3462	宮守村														
岩手県	3209	一関市	3209	一関市	H17.9.20	10	1,522	1.0	現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。		1				1	
岩手県	3401	花泉町				－	945	2.5								
岩手県	3421	大東町				10	1,575	1.0								
岩手県	3423	千厩町				10	1,785	1.0								
岩手県	3424	東山町				10	1,785	1.0								
岩手県	3425	室根村				－	1,155	3.3								
岩手県	3426	川崎村				10	1,890	1.0								
岩手県	3363	湯田町	3365	西和賀町	H17.11.1	10	1,470	1.0	合併時に沢内村の例により統一	1						
岩手県	3365	沢内村														
岩手県	3304	西根町	3214	八幡平市	H17.9.1	10	1,420	1.0	合併時は現行のとおりとし、新市において経営計画を策定し、4年以内を目処に統一。			1			1	
岩手県	3306	松尾村				10	1,310	1.0								
岩手県	3308	安代町				10	1,570	1.0								
岩手県	3502	種市町	3507	洋野町	H18.1.1	10	1,837	1.0	合併時は現行のとおりとし、翌年度以降3年を目途に調整。			1			1	
岩手県	3505	大野村				10	1,365	1.0								
岩手県	3213	二戸市	3213	二戸市	H18.1.1	5	1,218	1.0	現行のとおりとし、3年を目途に二戸市の料金を基本に調整する。			1			1	
岩手県	3521	浄法寺町				10	1,977	1.0								
岩手県	3205	花巻市	3205	花巻市	H18.1.1	8	1,487	1.2	新市における財政計画に基づき、合併後3年を目途に統一する。			1			1	
岩手県	3341	大迫町				10	1,890	1.0								
岩手県	3342	石鳥谷町				10	1,806	1.1								
岩手県	3361	東和町				10	1,837	1.0								
岩手県	3201	盛岡市	3201	盛岡市	H18.1.10	－	840	4.4			1					
岩手県	3307	玉山村	3201			10	1,333	1.0								
岩手県	3204	水沢市	3215	奥州市	H18.2.20	10	1,155	1.0	現行のとおりとし、H20年を目途に口径別従量料金制で統一する。			1			1	
岩手県	3212	江刺市				－	840	1.9								
岩手県	3382	前沢町				10	1,365	1.0								
岩手県	3383	胆沢町				10	1,050	1.0								
岩手県	3384	衣川村				10	1,260	1.0								
岩手県	3207	久慈市	3207	久慈市	H18.3.6	10	1,360	1.6	H18年4月分から左記の料金を適用。	1						
岩手県	3504	山形村	3207													

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：東北地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）													
												当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
宮城県	4202	石巻市	4202	石巻市	H17.4.1	10	1,291	1.2	石巻地方広域水道企業団（既に同一料金）							
宮城県	4561	河北町														
宮城県	4563	雄勝町														
宮城県	4564	河南町														
宮城県	4565	桃生町														
宮城県	4567	北上町														
宮城県	4582	牡鹿町														
宮城県	4541	迫町	4212	登米市	H17.4.1	－	1,260	1.8		1						
宮城県	4542	登米町														
宮城県	4543	東和町														
宮城県	4544	中田町														
宮城県	4545	豊里町														
宮城県	4546	米山町														
宮城県	4547	石越町														
宮城県	4548	南方町														
宮城県	4602	津山町														
宮城県	4521	築館町	4213	栗原市	H17.4.1	10	2,058	1.0	上水道の使用料とメーターの使用料は、当面の間、合併前の料金とおりで、今後、統一を計画。簡易水道の使用料とメーターの使用料は、当面の間、合併前の料金のとおりで、今後、調整を行う。			1				1
宮城県	4522	若柳町				－	1,260	2.5								
宮城県	4523	栗駒町				－	1,627	2.8								
						－	1,583	2.3								
宮城県	4524	高清水町				10	2,940	1.0								
宮城県	4525	一迫町				10	2,488	1.0								
宮城県	4526	瀬峰町				10	2,780	1.4								
宮城県	4527	鶯沢町				10	1,554	1.0								
宮城県	4528	金成町				8	1,470	1.0								
宮城県	4529	志波姫町				10	2,310	1.0								
宮城県	4530	花山村				15	1,680	1.0								
宮城県	4562	矢本町	4214	東松島市	H17.4.1	10	1,291	1.2	石巻地方広域水道企業団（既に同一料金）							
宮城県	4566	鳴瀬町														
宮城県	4441	中新田町	4445	加美町	H15.4.1	10	2,000	1.0	H18年4月1日から左記の料金。			1	1			
宮城県	4442	小野田町														
宮城県	4443	宮崎町														
宮城県	4601	志津川町	4606	南三陸町	H17.10.1	8	1,533	1.0	合併前の旧町の料金とし、H19年度までに統一（簡易水道も上水道と同様）。			1		1		
宮城県	4605	歌津町				10	2,100	1.0								
宮城県	4503	小牛田町	4505	美里町	H18.1.1	10	900	1.3		1						
宮城県	4504	南郷町	4505													
宮城県	4205	気仙沼市	4205	気仙沼市	H18.3.31	－	861	2.6	合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に統一を図る			1			1	
宮城県	4604	唐桑町				10	1,783	1.0								
宮城県	4204	古川市	4215	大崎市	H18.3.31	－	1,018	3.3	新市の事業計画及び財政計画を策定し、鳴子町を除きH20年度に古川市を基本に検討。鳴子町は統一に向け段階的に調整する。			1			1	
宮城県	4461	松山町				10	2,520	1.5								
宮城県	4462	三本木町														
宮城県	4463	鹿島台町														
宮城県	4481	岩出山町														
宮城県	4502	田尻町														
宮城県	4482	鳴子町				－	997	3.3								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：東北地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
秋田県	5201	秋田市	5201	秋田市	H17.1.11	－	735	4.9	合併後に新市の料金を算定し、H18年度から新料金に統一。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町各々の条例の例による。→H19.4.1現在未統一。			1	1			
秋田県	5381	河辺町				10	1,530	1.0								
秋田県	5382	雄和町				10	2,310	1.0								
秋田県	5203	横手市	5203	横手市	H17.10.1	－	651	2.9	合併時は現行のとおりとし、合併後に新市の水道事業計画に基づき、統一又は見直しを図る。			1				1
秋田県	5442	平鹿町				－	1,606	1.0								
秋田県	5441	増田町				10	1050～	1.0								
秋田県	5443	雄物川町				10	1050～	1.0								
秋田県	5444	大森町				10	1,365	1.0								
秋田県	5445	十文字町				10	1,260	1.0								
秋田県	5446	山内村				10	940	1.0								
秋田県	5447	大雄町				10	1,460	1.0								
秋田県	5204	大館市	5204	大館市	H17.6.20	－	672	1.2	H19年度まで現行の料金とする。H20年度から新料金を設定の上統一する。			1			1	
						－	525	1.0								
秋田県	5322	比内町				10	2,131	1.0								
秋田県	5325	田代町				8	1,365	1.0								
秋田県	5206	男鹿市	5206	男鹿市	H17.3.22	10	1,018	1.0	現行のとおりとし、合併後3年を目途に新たな料金体系の構築について検討。			1			1	
秋田県	5367	若美町				10	1,470	1.0								
秋田県	5207	湯沢市	5207	湯沢市	H17.3.22	8	1,294	1.0	現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な管理運営に努める		1					
秋田県	5461	稲川町				10	2,184	1.0								
秋田県	5462	雄勝町				10	385～2695	1.0								
秋田県	5465	皆瀬村				均一¥1150+¥400／人										
秋田県	5210	本荘市	5210	由利本荘市	H17.3.22	－	840	2.2	合併後3年を目途に料金の統一を進めている。			1			1	
						10	1,050	1.1								
						20	2,625	1.0								
秋田県	5404	矢島町				10	1,770	1.0								
秋田県	5405	岩城町				10	1,330	1.1								
秋田県	5406	由利町				10	1,570	1.0								
						10	1,410	1.0								
秋田県	5407	西目町				5	735	1.1								
秋田県	5408	鳥海町				10	1,990	1.0								
秋田県	5409	東由利町				10	2,100	1.0								
秋田県	5410	大内町				10	1,900	1.0								
秋田県	5362	昭和町	5211	潟上市	H17.3.22	10	1,449	1.0	当分現行のとおり。			1				1
秋田県	5364	飯田川町				10	1,449	1.0								
秋田県	5365	天王町				5	840	1.0								
秋田県						10	1,050	1.0								
秋田県	5212	大曲市	5212	大仙市	H17.3.22	10	1,290	1.8	合併時は現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する			1				1
秋田県	5421	神岡町				10	1,470	1.0								
秋田県	5422	西仙北町				10	1,410	1.0								
秋田県	5425	中仙町				10	945	1.0								
秋田県	5427	協和町				10	1,470	1.1								
秋田県	5428	南外村				10	2,100	1.0								
秋田県	5429	仙北町				10	940	1.0								
秋田県	5431	太田町														
秋田県	5321	鷹巣町	5213	北秋田市	H17.3.22	10	1,291	1.0	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。			1				1
秋田県	5321	鷹巣町				10	1,554	1.0								
秋田県	5323	森吉町				10	1,522	1.0								
秋田県	5324	阿仁町				10	1,218	1.0								
						10	2,205	1.0								
秋田県	5326	合川町				10	1,522	1.0								
秋田県	5426	田沢湖町	5215	仙北市	H17.9.20	10	1,890	1.0	当面は現行のとおりとし、合併後の統一に向け段階的に調整。			1				1
						10	1,050	1.0								
						10	945	1.0								
秋田県	5423	角館町				8	1,440	1.0								
秋田県	5430	西木村				10	1,260	1.0								
秋田県	5401	仁賀保町	5214	にかほ市	H17.10.1	10	630	1.0	現行のとおりとしH19年度から統一。			1		1		
秋田県	5402	金浦町				10	819	1.0								
秋田県	5403	象潟町				10	609	1.0								
秋田県	5341	琴丘町	5348	三種町	H18.3.20	10	1,470	1.0	現行のとおりとし、新町の水道事業計画に基づき、新たな料金体系を構築する。			1				1
秋田県	5344	山本町				10	1,890	1.0								
秋田県	5345	八竜町				8	840	1.0								
秋田県	5202	能代市	5202	能代市	H18.3.21	－	315	1.6	現行のとおりとし、新市において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。			1				1
						－	252	1.6								
秋田県	5342	二ツ井町				7	997	1.0								
						8	1,365	1.0								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：東北地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
秋田県	5343	八森町	5349	八峰町	H18.3.27	－	－	－	料金不明。		1					
秋田県	5347	峰浜村	5349			－	－	－								
山形県	6203	鶴岡市	6203	鶴岡市	H17.10.1	5	1,732	1.4	旧藤島町は月山水道企業団の料金。同企業団の料金は不明。		1					
山形県	6423	藤島町				－	－	－								
山形県	6424	羽黒町				8	1,690	1.4								
山形県	6425	櫛引町				10	1,785	1.0								
山形県	6427	朝日村				10	2,394	1.0								
山形県	6441	温海町				10	2,226	1.0								
山形県	6204	酒田市	6204	酒田市	H17.11.1	－	1,260	5.0	上水道の使用料は、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。八幡町簡易水道の料金は合併時に統合する。			1			1	
山形県	6462	八幡町				－	1,260	5.0								
山形県	6463	松山町				8	2,352	1.2								
山形県	6464	平田町				10	2,310	1.0								
山形県	6421	立川町	6428	庄内町	H17.7.1	8	1,501	1.0			1					
山形県	6422	余目町				8	1,890	1.0								
福島県	7202	会津若松市	7202	会津若松市	H16.11.1	10	1,176	1.0	水道料金は、合併年度は現行のとおりとし、新市において調整する			1				1
福島県	7381	北会津村	7202													
福島県	7424	河東町	7202			10	609	1.0								
福島県	7205	白河市	7205	白河市	H17.11.7	－	514	3.1	合併時は現行のとおりとし、新市において新たな財政収支計画に基づき5年を目途に段階的に統一。			1			1	
						－	892	1.0								
福島県	7462	表郷村				10	1,890	1.0								
福島県	7467	大信村				10	1,300	1.0								
福島県	7463	東村				－	520	1.6								
福島県	7207	須賀川市	7207	須賀川市	H17.4.1	10	1,503	1.2	水道料金、加入金、設計審査手数料等は、当分の間、現行の両市・町の料金とする(不均一料金)。料金等の統一は、諸情勢を勘案しながら行う。			1				1
福島県	7341	長沼町	7207			10	1,680	1.0								
福島県	7343	岩瀬村	7207			10	1,543	1.0								
福島県	7210	二本松市	7210	二本松市	H17.12.1	－	840	4.0	現行の料金体系とするが、上水道は合併後3年以内に事業計画、財政計画を樹立し料金を統一する。簡易水道事業は当面現行のとおりとする。			1			1	
						－	840	1.8								
福島県	7321	安達町				5	892	1.7								
福島県	7325	岩代町				－	1,050	3.2								
福島県	7326	東和町				10	1,575	1.0								
福島県	7441	会津高田町	7447	会津美里町	H17.10.1	10	1,995	1.0	水道料金は、合併翌年度の冬期料金精算後、（H18年5月）左記の料金とする			1	1			
福島県	7442	会津本郷町														
福島県	7443	新鶴村														
福島県	7302	伊達町	7213	伊達市	H18.1.1	－	945	2.3	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する			1				1
福島県	7304	梁川町				10	1,879	1.0								
福島県	7305	保原町				－	1,155	2.8								
福島県	7306	霊山町				10	2,205	1.0								
福島県	7307	月舘町				10	2,047	1.0								
福島県	7206	原町市	7212	南相馬市	H18.1.1	－	2,415	3.9	上水道は現行のとおりとするが合併後3年を目途に新たな財政計画及び事業計画を策定し、統一料金を設定する(鹿島町は除く)。簡易水道は現行のとおりとするが3年ごとに料金の見直しを検討する。			1			1	
福島県	7562	鹿島町				－	1,050	2.9								
福島県	7563	小高町				10	2,149	1.0								
						10	1,264	1.0								
						10	1,801	1.0								
						10	2,100	1.0								
福島県	7208	喜多方市	7208	喜多方市	H18.1.4	10	1,890	1.4	現行のとおり新市に引継ぎ、新市において統一を目指す。			1				1
福島県	7401	熱塩加納村				10	1,785	1.0								
福島県	7403	塩川町				10	1,816	1.0								
福島県	7404	山都町				10	1,890	1.0								
福島県	7406	高郷村				10	2,300	1.0								
福島県	7361	田島町	7368	南会津町	H18.3.20	10	2,047	1.0	H18年度は各町村の現行額。水道料金の統合はH19年度から段階的に行う。メーター使用料は合併時に統合。			1				1
福島県	7363	舘岩村				10	1,460	1.0								
福島県	7365	伊南村				10	1,420	1.0								
福島県	7366	南郷村				10	1,300	1.0								